

経税部だより

義援金をめぐる税の取り扱い

税理士 疋田 英司

全国で東日本大震災の義援金が行き渡っている。一日も早い復興をめざし、多くの国民が東北に向けて思いを寄せている。税制面からも国民に対して義援金を呼びかけている。その一方、災害復興目的の増税も検討されている。増税の効果は税制改正後となるため、当面の復興財源は震災国債によらなければ手当てが困難であろう。その国債を償還していく財源の確保も必要となる。本稿を作成した4月18日現在で発表されている増税案も踏まえ、被災地以外の税制の取り扱いを整理する。

義援金の取り扱い

国税庁は3月15日、任意の団体が義援金を集め、日本赤十字社などに寄附する場合は、事前にその団体を所轄する税務署で確認を受けてほしいと述べている。同時に、募金団体の確認事務についての税務署の事務運営指針も掲載されている。

さらに3月18日、義援金の税務上の取り扱いを発表し、所得税、法人税の取り扱いを説明している。

自治体レベルでは、総務省が3月31日に義援金は「ふるさと納税」寄附金税額控除に該当するとの見解を発表した。これで、所得税、法人税、個人住民税とも税の軽減の対象になるとする政府の見解がそろった。

個人の場合

所得税の寄附金控除、個人住民税の寄附金税額控除(ふるさと納税に該当)として取り扱う。事業者の場合、寄附金控除の対象にならなくても必要経費となる場合がある。

寄附金控除の対象となる義援金とは

税制の優遇を受けられる義援金は一定の条件が必要だ。所得税法では「特定寄附金」に該当する場合に限られる。義援金に関しては下記条件のいずれかになる。
①国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
②日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

③中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

④中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」(2011.3.15財務省告示第84号)として直接寄附した義援金等。これは個人住民税の寄附金税額控除対象には基本的に該当しない。

⑤①～④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの。歯科保険医協会が取り組む義援金はこれに該当する。

注意すべきは④だ。中央共同募金会がボランティア団体などに資金援助するための寄附金で、「災害ボランティア口」として寄附金の使途が特定された寄附金。これは、所得税法および法人税法上の優遇対象となる。寄附の期間は2011年3月11日から2013年3月31日と定められている。住民税の寄附金税額特別控除の対象とは定められていないが、自治体によっては指定する場合もある。これは「指定寄附金」といい、自治体が独自に条例で指定することができる。

所得税の取り扱い

寄附をした年の翌年の確定申告で、寄附金控除欄に記載する。その際、特定寄附金の証明となる領収書(または「預り証」)が必要となる。

⑤のように、地域の団体が募金団体となって義援金を集めている場合がある。この募金団体が税務署と打ち合わせをしていれば、その団体からの領収書で条件を満たすが、失念している場合もある。この場合、寄附先が共同募金会や日本赤十字社の場合、これら団体に問い合わせれば、寄附先から領収書を発行してもらえ、控除される額は次のとおり。

次のいずれか低い金額ー2千円＝寄附金控除額

イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ その年の総所得金額等の40%相当額※

※復興税制議論の中で総所得の40%上限を80%に増額する議論がされている。注目したい。

個人住民税の取り扱い

前述のとおり、総務省は義援金を「ふるさと納税」として、個人住民税の控除が受けられることを全国の自治体に通知した。「ふるさと納税」の場合、基本控除額に加え特例控除額の合計が税額控除される。通常の赤い羽根募金などは基本控除だけなので、1年間の募金によって扱いが変わることに注意してほしい。控除額は次のとおり。

(1) 基本控除額【都道府県・市区町村に対する寄附金ー5千円】×10%

(2) 特例控除額【都道府県・市区町村に対する寄附金ー5千円】×[90%ー0%から40%]{寄附者に適用される所得税の最高税率(5~40%)}

※(2)の額については、個人市・府民税所得割の額の1割が限度となる。控除の対象となる寄附金の限度額は総所得金額等の30%。(都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

表 寄附金控除等を使った場合の税効果の試算

寄附額	年所得額	寄附額					
		300万円	500万円	1000万円	3000万円	5000万円	1億円
5万円	減税額	△ 35,800	△ 45,600	△ 46,100	△ 46,200	△ 46,200	△ 46,200
	実質負担	14,200	4,400	3,900	3,800	3,800	3,800
10万円	減税額	△ 45,800	△ 75,600	△ 96,100	△ 96,200	△ 96,200	△ 96,200
	実質負担	54,200	24,400	3,900	3,800	3,800	3,800
50万円	減税額	△ 125,800	△ 195,600	△ 310,400	△ 496,200	△ 496,200	△ 496,200
	実質負担	374,200	304,400	189,600	3,800	3,800	3,800
100万円	減税額	△ 199,400	△ 345,600	△ 487,600	△ 795,200	△ 995,200	△ 996,200
	実質負担	800,600	654,400	512,400	204,800	4,800	3,800

寄附金控除等を使った場合の税効果

2010年分確定申告に適用される法律を前提にした場合、各所得階層に応じて効果額を試算してみた(下図)。なお、寄附金以外の所得控除は基礎控除のみで、住民税は所得割だけを比較した。年間所得の多い人ほど税効果は高い。所得の高い人は、安心して多くの寄附をしていただきたい。

なお、この試算は「ふるさと納税」に該当する場合である。通常の日本赤十字社などへの寄附の場合は、個人住民税の特例控除分が使えないので寄附金の判定には注意してほしい。

法人の場合

該当する寄附金は全額損金とすることができる。

義援金に該当しない場合でも、一般寄附金として限度額の範囲で損金に入れることができる場合もある。

税制改正の行方

震災復興税の導入が検討されている。2011年税制改正案は現状では審議停止中。つなぎ法は6月までであるが、震災復興関連法の審議のため、当分の間はつなぎ法が延長される可能性が高いといわれている。

震災復興税は法改正が必要となるので、影響は個人の場合、来年の確定申告になる。法人税は、湾岸戦争の時に施行された「法人臨時特別税」を参考にすれば、法律が施行された翌日以降に終了する事業年度からだった。税収が上がるまでは、震災国債で財源確保となる。この国債償還財源に復興税をあてるとするならば、増税期間もそれに合わせる理屈となる。

消費税の増税案が出されている。被災者や復興投資にも負担がおよび経済に与える影響も大きいということから、復興目的には不適切という意見が多い。消費税の増税は消費を後退させる一方で、海外輸出企業に還付される消費税が増えることになり、不平等な現状のシステムでは復興支援どころか支援を阻害する要因になる。加えて大企業の焼け太りを助長するだけであり、とりやすさのみ着目した増税は反対である。

所得税や法人税の増税は、いわゆる利益に対して課税されるものであり、納得性が高い。しかし、その場合でも最低生活費非課税の原則に着目した上で、負担の公平をはかる工夫が大事なのは言うまでもない。当分の間、震災関連法の動向に目が離せない。

(おわり)

転職・就職活動をお手伝いします!!

ヒューマンリソース

ハーモニック

和田精密歯研(株)グループ



歯科医師

歯科衛生士

弊社では関西圏に登録
医院300件以上の実績
がございます。
信頼のおけるエージェ
ントがあなたに合った
歯科医院をお探し致し
ます。

お申し込み～勤務まで

STEP1 弊社エージェントとの面談(求職登録の完了)

ご希望をお伺いし、求人票を提示いたします。

STEP2 面接・見学(希望求人先とのマッチング)

エージェントが同行いたしますのでご安心下さい。

STEP3 体験アルバイト実施(ご希望の方を対象とします)

体験アルバイトについては、給与+交通費が支給されます。

STEP4 採用(ハーモニックからのご連絡)

不成立の場合は、新しい求人先をご紹介します。

"クリック"

ハーモニックネット

検索

求職登録
就職まで
お任せ
¥0

◎ホームページ <http://harmonic-net.co.jp>◎e-mail info@harmonic-net.co.jp

◎フリーコール 0800-111-4510(イーしごと)

☎まずはお気軽にご相談下さい。(相談無料)